

10 OJT関係(設問11)

事務所以外でのOJTとして、「弁護士会や会派の研修」は各期とも40〜65%と多く、大阪の充実した研修がOJTに寄与していることが伺える。他方、「同期等の勉強会」が59期、現行60期、新60期で少ないのが目立つ。横のつながりが薄れているという傾向か。弁護士になって悪かったと思う事という質問(設問13)で、「人との交流が疎で孤独を感じる」という回答が各期とも目立っていることも、この傾向を示している。

OJTに必要と思う期間については、現行60期が「2年〜1年半」がほぼ半数で最多。他方、新60期は、「1年半〜1年」が最多であり、ロースクールでのOJTに対する自信の表れか?もつとも「2年以上」という回答が、現行60期では13.7%なのに対し、新60期はその約2倍の27.6%あり、新60期の中でもロースクールでの成果に自信を持つ層と、持てない層とに二極化している様子である。

11 弁護士になって…(設問13)

「弁護士になって良かったか」という質問については、各期とも「はい」が多数。ただ、期が新しくなるほど、「はい」が低下し、「どちらともいえない」が上昇する傾向がみられる。

また弁護士になって良かった点として、「仕事にやりがいがある」「自分なりに納得できる仕事ができる」が、各期とも1位と2位(現行60期だけが1位と2位とが逆)となっている。

他方、悪かった点では「仕事にやりがいがない」という回答はどの期も最少で、「仕事の量が多くしんどい」「人との交流が疎であり孤独感がある」という回答が各期とも25〜63%と多くを占めている。なお、「人との交流が疎であり孤独感がある」との回答は、56〜新60期あわせて200人中81人、40.5%に上っている。最後の設問に対して、弁護士の仕事に「誇りを持っている」は200人中170人と、「持てない」(16人)の10倍を超えた(無回答14人)ことは、面白い材料か。

第5 春秋会創立期の

会員のお話をお伺いする会



松森 話がどんどんおもしろくなっていくところですが、我々のほうも自己紹介

とさせていただきます。齋藤 筆頭常幹で31期の齋藤ともよです。じっくりと当時のお話を聞かせていただきたいと思

笠原 新60期の笠原麻央といいます。僕は、長野総合法律事務所

吉さんの事務所で、かなり難しい人でした。当時、阿部甚吉さんの事務所

法友倶楽部の重鎮でいらっしやいましたから、先生も当然私が法友

丹羽 38期の丹羽雅雄と申します。今年度、常任幹事をさせていただきます

田村 58期の田村ゆかりです。私は、去年、関根幹雄先生のもとで常任幹事を



日時：平成20年10月31日 13:30～15:30
場所：大阪弁護士会会議室
出席者：東中光雄(3期)、橋本敦(9期)、平山芳明(9期)、熊谷尚之(10期)
聞き手：辻 公雄(20期)、松森 彬(24期)、齋藤ともよ(31期)、丹羽雅雄(38期)、田村ゆかり(58期)、笠原麻央(新60期)

春秋会50周年を記念して 春秋会創立期の会員のお話をお伺いする会

1 自己紹介

東中 3期の東中光雄です。春秋会結成総会通知の発起人に名前を挙げられているのは全部3期ですね。しかし、当時のこの発起人13名に私は入っていません。私は、弁護士会の活動については余り参加していませんが、山本正司さんとは非常に親しく、同じ弁護士会に入ったこともあるので、春秋会を結成する旨の連絡がありました。大阪弁護士会会長選挙における公然とした飲み食いを肅正しようやないかという趣旨をお伺いしました。33年は弾圧事件が非常に増えてきた時期でしたので、私は、春秋会の活動に直接的に主導的に参加するという事はできない状態でしたが、趣旨には賛成をしていました。

西も東もわからん中で、発起人の山本正司さん、あるいは岡本拓先生、木崎良平先生なんか引つ張られて、「おい、弁護士会をちゃんとさせなアカンで。」というところで発起人をされたことを覚えています。そういうことで春秋会が結成されて、喜んで入れていたのにいろいろと活動をする事になかったことを大変申しわけなく思っております。そのわけというのは、1つは、東中さんもそうですが、政治の世界に足を突っ込んでしまったものから、30年ばかり弁護士会の第一線を離れました。そういうことで申しわけないと思っておりますが、今日まで春秋会の会員として誇りを持って頑張っておるところでございます。



よくできたなという感じさえするんですけれども、なぜ春秋会をつくるということになったのか、その辺を教えてくださいませんか。

東中 会派をつくるという発想だったら、大変だったろうと思います。そうではなくて、今の役員選挙はめちゃくちゃだということから出発したような雰囲気でした。創立当時の春秋会綱領を見ても、役員選挙について拘束しない

とか、公明正大にやらないかんとか、そういうことを言っているわけで、このままではお話にならないという感覚ですね。

僕自身は36年から国政選挙の候補者になりました、44年からは議員になってしまいましたので、ほとんど春秋会に直接タッチすることはなかったわけですが、会派をつくるというよりも、選挙の浄化ですな。

松森 ひどかったと聞いていますか、どういふようにひどかったんですか。

田村 後藤陸朗先生が40周年の記念誌に書かれているものによりますと、選挙事務所に行く、飲み食いがあり、あちらこちらに皿やとっくりが並んでおり、若い人に、「おまえ、個別訪問せい。」と言われ、電車賃2,000円か3,000円かを渡すというような状態でした。選挙はひどかったというの、かなりいろいろな方が書かれております。

創立時の結成総会通知

(結成総会通知)

わが弁護士会の役員選挙の弊害については、かねてより心ある人の反省にも拘わらず殆ど年中行事と化し、その公正・明らかな施行は望むべくもない現状である。我々は先輩諸賢による弊風の打破を期待すること久しかったが、今や微力ながら自らの力で牛歩を進める必要を痛感した。

我々は、三期出身弁護士全員の心からなる賛同と協力を求めて、左の要項で会派の結成を行い、更に全期出身の同憂の士に呼びかけた

と思っています。

ついては、次の要項で結成総会を行いますから萬障繰合せて是非御出席下さい。

6月30日

発起人 井上秀三・大井亨

岡本 拓・高橋吉久

田中章二・中元 勇

山田利夫・山本正司

藤原光一・坂本好夫

里見 弘・木崎良平

下村末二 (イロハ順)

結成大会 日時 昭和33年7月5日午後2時

場所 大阪弁護士会館三階

議題 一、規約、綱領承認の件

二、役員選出の件

2 春秋会創立の経緯

松森 春秋会が昭和33年に結成されたきっかけですが、今の我々からすると、会派を結成するというのは大変なことで、そんなことが

創立時の綱領、規約

(綱 領)

- 一、我々は選挙について何人も拘束せず亦何人にも拘束されない。
- 二、我々は選挙について一切のきょう応を受けない。
- 三、我々は選挙についての公正・明朗が達し得られたと総会において承認せられるまでは自派からの役員候補者(党議員を除く)を推薦しない。

(規 約)

- 第一条 本会は、春秋会と称す。
- 第二条 本会は、会員相互の親睦と役員選挙の公正・明朗を計ることをもって目的とする。
- 第三条 本会は、大阪弁護士会々員にして司法修習生修了者をもって組織する。
- 第四条 本会は、総会において幹事若干名を選任する。
- 第五条 幹事の任期は一年とする。但し重任を妨げない。
- 第六条 会務は、常任幹事が執行する。
- 第七条 左の事項は、総会の決議を要す。
 - 一、規約、綱領の変更
 - 二、解散
- 第八条 本規約に定めない事項は、総て幹事会の決するところによる。

ともあって、全国的に強行された。また連合軍司令部は「アカハタ」の発刊停止を指令し、「アカハタ」の後継紙・同類紙の発行も禁止して、朝鮮戦争反対を主張する新聞やビラは、全部後継紙或いは同類紙ということにして、その発行者、頒布者、頒布のための所持者は、悉く、占領目的阻害行為処罰令違反事件として、刑事弾圧された。それが修習生のときです。

それは、ポツダム宣言とか日本国憲法が言っていることとまるきり違うことをやっているわけです。私は弁護士になった途端にこの言論弾圧事件を担当することになったのです。

その後は荒れる法廷があったりして、私もやられました。27年でしたか、法廷秩序維持法ができて、大阪地裁も有名な悪い判事がいました。第3部の部長だった人です。事件は、留守の駐在所に行つて、ガソリンをまいて導火線に火をつけて逃げるといふ、あのころの反権力ということでしょう、私がそういう事件の弁護をやりました

が、裁判長は、被告が物を言うという直にその発言を抑えつけるのです。そこで弁護人としては、裁判長の不当な処分だとして、直に大声で、「刑訴309条Ⅱ項の異議」を連発して、裁判長の処分に抵抗したことがあった。被告人が5人いたのに次から次に全部退廷命令を出され、被告人がおらんようになった。私は被告人がおらんようなところで裁判できるかと言って退廷しようとしたら、裁判長は弁護人に在廷命令を出した。私は在廷命令は不当だとは思つたが、やむなく在廷して、被告人の居ない法廷での裁判はありえないことを主張しつづけ、結局、当日の裁判は中断し、裁判長は閉廷を宣したのです。

それで、結局それは終わったんだけど、その後、その裁判長から弁護士会へ、東中は法廷秩序維持上よくないから、弁護士会においてしかるべく措置されたという文書連絡があったらしい。そのときの会長が津田勲さんだったと思うんですが、そういう通知があったということを本人に知らせるといふ措置をとったという返事を裁判所にしといたからなと、一会員である私に連絡してもらった。私は弁護士会というのは大したものやなと思ひました。その裁判長もどうしようもないわけでした。

同じ27年に吹田事件で弁護士会が決議をやった。弁護士法で、弁護士が基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とするという条文が24年9月から施行されたのですが、昭和25年、司法修習生になった僕は知らなかつたわけです。当時の弁護士会の会長白井誠さんが何かのときにそういうことをしゃべったので、そんなことになつたのかと思つて、これはいいなと感心した。弁護士法の1条の使命というのは、本当に弁護士が弁護士たるゆえんだと思ひます。そういう格好でやらないかんのやと。

春秋会ができたときも、現に激動期でいろいろ問題が起こつてるときやから、弁護士会の選挙でも、この弁護士の使命を忘れずやらなきゃいかんと思つています。

3 春秋会入会の経緯

松森 春秋会綱領の三条に、「本会は、大阪弁護士会々員にして司法修習生修了者をもつて組織する」と書いてあるんですけども、若手で集まろうといふのは当初からの目的だったんですね。



大阪高等裁判所の旧庁舎（読売新聞大阪本社提供）

東中 春秋会をつくることで肅正というか、批判をすることで、会長選挙をただしていくということだったんですね。候補者の立ち会いを要求したり、弁護士会の役員選挙だから、役員になるについての抱負を述べるとか、そういうことをやるべきだと提起する。そういう活動をやるうということでは、春秋会綱領もそうやって、実際上進んでいった。春秋会設立当時は、選挙の公正が確保されるまでは春秋会から役員を立てないと言つていた、そこらで私の感じでは山本正司さん流の潔癖というか、そういうものが相当強く反映してるなという感じがしますね。

東中 私たちはまだ司法試験がないときです。昭和23年夏の試験で、24年に修習生になりました。弁護士法は24年6月の成立で、9月実施です。その昭和24年というのはマッカーサーの方針ががらっと変わったときで、特に25年になつたら年頭から物すごい反共演説があった。その前年24年から定員法という形で事実上のレッドパージによる首切り、差別が出てきた。25年6月が朝鮮戦争でしょう。その朝鮮戦争が始まる直前に共産党の幹部追放やら「アカハタ」の編集委員追放がおこなわれ、戦争が起こつたらその時点で、新聞、放送等の言論機関や国鉄、全通などの官公労働者のレッドパージが、米軍MPが直接職場に出動するこ



応と、その後、春秋会が選挙浄化というのを掲げて、ほかの会派のほうはどういうふうにして変わっていったのかとか、その辺のところはどうだったんでしょうか。
松森 春秋会ができたことで大阪の選挙のやり方が、飲み食い、買収、供応というのがだんだん減っていったんでしょうね。
東中 それは間違いのないわ。
田村 40周年誌で、木崎良平先生は、昭和39年の阿部先生と赤鹿先生の選挙のときに両当事者に選挙に幾らぐらいかかっているのかという質問をしようということに春秋会であって、両方の候補者に同じ質問をしたと書かれています。

丹羽 関連する質問ですが、年表によりますと、1964年（昭和39年）の臨時総会で、春秋会創立時の綱領が廃止されて規約が改正されています。「当会は弁護士としての社会的使命に対する深い認識と反省のもとに、会員相互の弊風を刷新し、その健全な発展を促進することを目的とする」という規約改正があつて、次の年に副会長を選



手前が裁判所旧庁舎。後方が今の裁判所庁舎（読売新聞大阪本社提供）

5 政策団体への転換

そのようにして、春秋会は選挙に対して、供応などは嫌いだという評価になっていったようですとおっしゃっています。
東中 その質問はしたと思うよ。
辻 そういうことで牽制していったということですね。

松森 年表を見ますと、春秋会は、創立から7年後の昭和40年に副会長に藤井哲三先生を出しておられます。弁護士会役員候補者を出さないと言っていた春秋会が役員を出すことになったのは、どういう事情ですか。

4 春秋会創立に対する他会派の反応

松森 春秋会ができた後、ほかの会派は、春秋会についてはどんな見方をされていたんでしょうか。40周年の記念誌に3期の先生方に聞いた記録がありますが、妨害とかそんなことはなくて、つくるならつくついたらいいがな。ただ、若い人が集まっても何もできんやろうというような見方が多かったと書いてありました。新しい会派ができることについて好意的とまでは言えないにしても、そう冷たくもなかったのかなと思います。が、そうでしょうか。

東中 それは、新しい会派をつくってそこから役員選挙に人を出すということだったら、何を言うところかということになるやろうけれども、人を出さないということを我々は言ってるんだからね、常議員以外ははっきりするまでは出さんと。
熊谷 設立当初は、全くそういう部分には手を染めないという感じでした。ただ、人事とか何とかい

うのは、本来は常議員会で決めなきゃいかなのですが、各派幹事長会議で決めとるわけでしょう。それで、常議員会の議長を春秋会から出そうということになって、3期のある先生を擁立したんです。他の会派から議長擁立の動きが何もないから、当然その先生がなると思っていた。私も常議員の1人だったんです。しかし、当日になって対立候補が出て、我が方は惨敗したんです。それは、春秋会ができて3、4年のときじゃないでしょうか。3期のその先生にはひどい思いをさせて申しわけなかったなということ、おわびをしました。大恥をかかせてね。
松森 春秋会を1つのグループとしてちゃんと認めてもらっていなかったということですか。口を出すのはまだ早いということですね。
熊谷 そういうことですね。後からいろいろ聞いてみると、前の日に春秋会以外の他の会派の人たちが集まって人選をしたそうです。
笠原 春秋会ができて選挙浄化というのを掲げたことに対しての反

松森 9期の橋本先生、平山先生、また、10期の熊谷先生が、ほかにも会派があるのに春秋会に入ろうと思われた理由を聞かせていただけますか。
橋本 僕は弁護士になって間なしで、それまで弁護士会の選挙を経験した回数はそのなないわけですが、要するに飲んで食って、ボスが支配する、そんな弁護士会の空気というのは、これは何とかせなあかんぞということをはっぱをかけたことを覚えてます。そういうのはっぱをかけたのが木崎さんであり山本正司さんだったという気がします。そう言われると、それはそうやな、若手の清新な気風が意見として通る、そういうものをつくらないかなんかという感じは強くなりました。そういう意味で、ボス支配と選挙の飲み食いが中心と言われかねないような弁護士会は情けないな、これは変えなあかんぞという若い心が刺激されて、だから来いやと言われて、はいはいということになったという感じですね。

平山 私の場合は、阿部甚吉さんが選挙に出るといのがかなり頭にありました。もちろん僕はその前から皆さんとのつき合いもあつたから、それだけではありませんけれども、やはり阿部甚吉の選挙というのがかなり頭にあります。若い人の票をもらうためには、そうせざるを得んということもあつたように思います。
熊谷 私は、平山さんに言われてね、それだけです。春秋会に入つてよかつたのは、結成の趣旨にもあるとおり、どれだけの買収供応が行われていたのか知りませんけれども、春秋会の会員に対してはそういうことをしなかつたです。どこからもそういう誘いもないし、話は聞いてるけど、実態はどんなものかというのは、これは恐らく春秋会に入った人たちは経験しなかつたと思うな。
松森 それは、春秋会会員は、誘つたらかえつて票を入れてくれないわけですね。
熊谷 そう。だから、話に聞くだけでね。



出しています。この改正は、一種の政策的な党派として生まれ変わるといえるように見えますが、そうでしょうか。

熊谷 私の記憶では、幹事長会議には筆頭常幹が一応傍聴で出ておったんです。そういう形が何年か続いている。ただ、弁護士会の改革に消極的な批判だけでは、話にならない。やはりある程度弁護士会にそういう弊風があるんだから、それを浄化するためにはポジティブな活動を始めなきゃならないという意見が出て、例えば規約の改正と、こういうふうに進んでいったと思います。

私自身の体験からいくと、阿部

これは、僕は正しいと思います。その後、司法改革審議会の意見書が出る。その意見書が出る前に、臨時総会で、たしか3,000人という数は出してないけど、夜遅くまでかかって、改革審の答申がかくあるであろうと思うことについて、それを念頭に置いた決議をしているはず。そういう中でいろいろな改革が行われるわけですが、それが改悪だと言われている部分があることは十分承知しています。ただ、最近の事態というのは3,000人問題に収れんされてしまっている感じ。この問題については私も期も古い者が十分に責任を持たなきゃならないと思っています。というの、最高裁が今言った少数精鋭主義でやれば足りるんだという主張に合わせるように、法曹人口を増やすことについて、我々は肯定的な対応を全くしなかった。だから、500人になったのはたしか18期か19期ぐらいでしょう。それから30年間は全く増えていないんです。これは、何も裁判



所が悪いというだけではなく、弁護士会が認めなかった。僕自身は、法曹人口を増やさんとあかんのと違うかという意見を言ったことがあるけれども、猛烈に批判された。だから、僕はこれだけはどうも言えんと、黙ってしまったことを深刻に反省しました。そういう状況で、その間、司法の救済を受けなきゃならん人たちに對する対応が大変遅れていたということは間違いない。だから、逆に言えば、その30年間に例えば1年に1クラス50人ずつふやしていけば、30年で1,500人になる。500人プラス1,500人で、今だったら2,000人です。こ

先生の日弁連会長選挙のときに、東弁の期成会との交流が始まるわけ。そこで我々は少なからざるカルチャーショックを受けました。期成会というのは春秋会と似たような東弁の状況の下で、春秋会と同じ33年に発足しています。その後、ポジティブに改革の運動を進めていたんです。うちは、むしろ消極的に監視するといったような姿勢でしょう。これじゃ話にならないということ、多くのことを期成会の諸君から学んだという記憶があります。

そして、上坂先生が強化委員会を提案されて、かなり積極的いろいろなところへ乗り出すべきであるという意見を強化委員会でもとめています。上坂さんのときに政策団体への脱皮という大きな方向転換をしたと思います。

6 司法改革について

辻 春秋会に限らないんですが、先生方が全盛期で頑張っておられたところと今の弁護士会の全体の雰

囲気は、同じと考えられるのか差があるのか、差があるとすればどのあたりで差を感じられますか。

熊谷 僕が思っているのは、司法改革の部分なんです。これは、法曹人口問題に収れんされてしまっているような雰囲気があるから、非常に残念に思います。

先ほどの話で、春秋会も脱皮していく、そういう中で例えば臨時（臨時司法制度調査会）についての問題は、大阪弁護士会、我々としては批判的に取り上げてはいなくても、その中で例えば東弁の司法問題対策委員会あたりが主導したような、要するに最高裁判判、これは非常に正しい面を突いているところもあるわけです。例の札幌地裁のナイキ訴訟が契機で、あの前後に青法協裁判官を全部やめさせる。退会勧告とといったような実に乱暴なことをする。一方では、法曹人口の問題は、少なくとも裁判官については数をふやす必要はないと。とにかく有能な裁判官がそれなりの活動をすれば、十分現状のままでも事件を

ういう今のよう大きなことをしなくてもいいか。そういう点では私自身は、司法の光を社会の隅々にまでということを言いながら、実際に私自身を含めてそういうことをやってなかったんじゃないか。これはまことに申しわけないことであつた。その気持ちには僕は忘れちゃいかんと思っています。

3,000人についての批判とかいろいろありますけれども、これは座談会で久保井さんが言ったように、1人、2人で決めたものでも何でもないわけです。臨時総会であれだけ白熱の論議をして、それで日弁連の意思を固めたわけだから、それを変えるというのであれば、それなりの相当な理由を国民に示さないと、これは示しがつかんとします。そういう点では、私自身何もできないのに余り大きなことは言えませんが、率直に言って私はこの問題に對しては、自己の責任も含めて非常に残念に思っています。

こなしでいけるといえるか考え方でした。

とにかく最高裁というのは、必要以上に自己規制が過ぎますから、そういう点も含めて、司法問題対策委員会の皆さんとは、最高裁に對する批判を強めていく。これは正しい面を含んでいるけれども、いつまでたっても問題を解消できない。最後は二弁の諸君と東弁の諸君が激烈な論争を交えるといったような事態になって、そんなことをしておつてもあかんのじゃないかという意見が春秋会の中で出てた。批判も大事だけれども、向こう岸からそういう非難の矢を飛ばすだけでは事態は解決しないと。だから、やっぱりルビコンを渡ろうではないかというのが春秋会の意見になっていったわけです。

そういう中で、中坊氏が日弁連会長になった翌年に司法改革宣言をやっています。とにかく司法改革というのを法曹三者で互いに協議をしながらやろうじゃないかという路線をずっと出してきた。そ

7 今後の法曹界、春秋会についての提言

松森 それでは、これからの春秋会とか弁護士会とか我々に對して意見をいただけますか。

東中 裁判員制度の問題で、日弁連会長の緊急声明が発表されましたが、私は、何でもこういことを発表したんかなと思っています。

この会長声明は、裁判員制度が予定どおり実施されるよう強く求めますと言っています。会長声明では、人質司法や調書裁判という刑事裁判の根本的な欠陥がそのまま残っているということが書いてあります。そして、公判前整理手続というのは、非公開で、被告人が出席することが必須条件じゃないわけですね。被告人がおらんところ、しかも非公開にして、そこで主張を全部やるわけでしょう。検察側の主張立証と弁護側の主張立証を全部整理して、それでそのときにやっておかなかったら後でできない。これは、刑事裁判の原則上の問題、憲法上の問題にか



さきほど東中先生が、刑事の人權の原則の問題と、はしなくもその中で弁護士をサービスととらえてるのだらうと言われていました。そこが僕もずっとどうしたらいいかかわらないんです。弁護士の仕事をサービスととらえるのは、今の日弁連で圧倒的多数なんです。僕らが弁護士になったときには、社会的な仕事をばりばりやるんや、金もも

うけてやるという独立心みたいなものもありました。そして、橋本先生とか赤沢先生とか、そういう先輩の人が立派なことをして、それなりに支援してくれる雰囲気があったんです。だから、好きなことをやれていた感じがすけれども、このごろその雰囲気はもうないんです。修習生の8割から9割は企業法務をやりたいということに弁護士になる時代です。それをいかに言っつては弁護士がつぶれてしまおうと思います。そういう前提でどうして弁護士に社会性を帯びさせたいのかということが課題ではないかなと自分では思っているんですけども、なかなか難しい。

憲法問題も非常に大事だと思えますけれども、僕らのころと憲法状況が全然違うんです。自衛隊違憲やと言ったら、もう笑われる時代になつてるんです。だから、そういう議論はなかなかないですよ。公然と憲法改正論者もふえてきていますし、積極的無関心論者というか、全くの無関心で、無関

かわってくる問題だと思いません。憲法37条にはつきり公開裁判と書いています。公判前整理手続も裁判手続ですから、それを何で非公開にするのか。黙秘権のある被告がそこに出ていなくてもよろしいと。それで、主張を全部出さないかとされている。刑事裁判の根本原則にかかわってくる問題があります。

裁判員を出すこと自体は、国民の裁判参加であつて、原則的に正しい方向だと思ふんです。しかし、裁判員が、秘密を漏らしたら処罰するといふんでしよう。裁判官は、秘密を漏らしても処罰されないのに、裁判員は、漏らしたら処罰するといふことを決めるというのは、檢察なり司法官僚の枠の中に国民を入れ込むといふことになる。それに従わなかつたらおまえら処罰するといふ格好でやつてるんですね。だから、原則上の問題があるように思ふます。そういう原則上のことを弁護士は言わないかん。

そのほかに裁判資料の目的外使

用の禁止問題です。私的な秘密じゃないんだから、裁判は国民の前で全部公表していくというのが原則なんです。そういう原則上のことを覆す問題が提起されているときに、日弁連は、そういう意見はまるきり反対で、裁判員制度について強く実施を求めますという。そのくせにまだ具合悪いところがいっぱい残つてると書いています。何でこんな声明を出したのかと思ふます。

日弁連で裁判員制度を進めている委員会では、そういう問題があつても、やつていく中で工夫していったらいいのではないかといふ発想だけでも、今は、野党に反対が多くて、公明党にも働きかけたら、そういう問題点を是正できるかもしれない。

原則が蹂躪されることと、東中 原則是な問題になる。例えは、近ごろ、新任弁護士のあいさつ状を見ると、みんな法律サービス、あるいは質の高いリーガルサービスに努めますと書いていますが、弁護士法1条に書いてあ

る「人權を擁護し、社会正義を実現するため」という、弁護士の使命に向かつて法律実務を誠実に行うといふことは、まったくありません。それがサービスということになつてしまつていて、弁護士が単にサービスを売るサービス業になつてしまつたんじゃないかと思ふます。

日弁連は、会長の緊急声明で本当に原則的なことをちゃんとやつてやるべきやといふことです。

橋本 春秋会ができてしばらくして亀田得治さんが、「橋本君、春秋会は強力な清涼剤になつたな」と言われたことが印象に残つています。春秋会の期待としてそういうことを言つておられたところ、今日500人になつて春秋会が発展していることは非常にいいことです。

現時点で僕が一つ思うことは、この間、日弁連がレッドパーズ問題ですばらしい勧告意見を出したでしょう。最高裁は、統治行為論とか超憲法的効力だとかいろいろなことでも揺れていることに対し

て、さすが日弁連は揺れずに、まさに社会正義の実現、人權保障というところに立つて立派な勧告をしたといふことで僕は物すごくうれしかった。

今の司法状況はいろいろな問題があつて、裁判員の問題もあるけれども、根幹で気になつていのは日本の憲法状況です。この憲法状況という大きな問題をどういう形で提起をすればいいか。これは知恵が要るけれども、春秋会が強力な清涼剤であつた時代ではなくて、まさに政策的に弁護士会の中に役員を出し、大きな責任を持つて頑張つていふこの時代にふさわしく、現在の憲法状況を春秋会として何らかの形で提起といふような方向に行かないかん。例えば、大阪弁護士会は憲法委員会で憲法法の議論をやつていふ。あれは僕は非常にすばらしいと思ふます。だけど、春秋会の運動として、憲法を現在の時点で弁護士の責任として、あるいは法律家の責任として、共同の意思に基づいて憲法を守る提起が何からの形でできた

8 参加者より

平山 私は、刑事事件とかいろいろな問題について勉強がおくれていふます。事件をやらなくなつてからも何年になるかな。今日、出席させてもらつて、いろいろなご意見を聞き、それから新しい意見を出さなきゃいかなと思ひました。ありがとうございました。

8 参加者より

松森 それでは、聞き手の皆さんから一言ずつお礼と感想を申し上げて終わりにしたいと思ひます。辻 私は、期としては先生方のほうに近づくと近いです。先生たちの考へておられるほうに共鳴するんですけれども、共鳴したからといって、それが将来うまいこといふのかいかなのかといふことはわからなくて、時代がもう変わつてきているんじゃないかといふ気もしています。

さきほど東中先生が、刑事の人權の原則の問題と、はしなくもその中で弁護士をサービスととらえてるのだらうと言われていました。そこが僕もずっとどうしたらいいかかわらないんです。弁護士の仕事をサービスととらえるのは、今の日弁連で圧倒的多数なんです。僕らが弁護士になったときには、社会的な仕事をばりばりやるんや、金もも

憲法問題も非常に大事だと思えますけれども、僕らのころと憲法状況が全然違うんです。自衛隊違憲やと言ったら、もう笑われる時代になつてるんです。だから、そういう議論はなかなかないですよ。公然と憲法改正論者もふえてきていますし、積極的無関心論者というか、全くの無関心で、無関

今日、皆さんに気概を与えてもらうのと、今後何をしていったら弁護士の存在感があるような社会ができるのかといふことを教へてもらいました。私ももうすぐ引退ですけども、引退するまでは頑張らないかんと思つてます。

笠原 春秋会の出発点、ボス支配の飲み食い中心の選挙がいいのかといふ問題意識から始まり、会派をつくらうといふ意識が特になつたところから出たといふお話をお伺いしました。現在の問題意識、これでいいのかといふこともお聞きできました。今、新人の多くはビジネスローに関心があつて、社会性というところできちんと弁護士としての役割を果たしていけるのかといふご指摘も受けたと思ひます。この座談会を同期の少しで、

きょうは貴重なご意見、いろいろありがとうございます。平山先生には、これまで春秋会の新入会員の歓迎会の講師をいつもしていただいていた。春秋会の伝統をお話しただきました。今後ともよろしくお話ししたいと思います。

最後に筆頭常任幹事の齋藤先生からお礼の挨拶をお願いします。

齋藤 本日はお忙しいところ、「春秋会創立期の会員のお話をお伺いする会」にお集まりいただき、ま



た、先生方から大変貴重なお話をいただきありがとうございます。新しい会員も増えましたが、最近では、50年前の創設時のお話を聞く機会はほとんどなくなってしまいました。今日は誠にありがとうございます。先生方には、今後いろいろな行事にお運びいただき、お元氣なお顔を見せていただければ、私たちとしては大変励みにな

りますので、よろしくお願いいたします。今日は本当にありがとうございます。ありがとうございました。



て、本当にこれでいいのかという気概を持つきっかけになつてくれればよいと思います。きょうは本当にいい勉強させてもらいました。

田村 これまで春秋会は、会員同士の顔が見える関係で喧々諤々議論をされて、方針を決めてきたのだと思います。ただ現在、春秋会は500人を超える大所帯で、だ

れがいるか正直わからないという状態です。そういう中で政策団体という位置づけを維持していくためには、親睦も大事だと思っています。そもそも議論ができる土台をつくるためにもっと何かしていかないとけないという問題意識を新たにしました。ありがとうございました。

どうまとめるかということも考えました。今日、春秋会でも政策を一つにきちつとまとめるというのは非常に困難な状況に立ち至っています。そして、そういう場合にどこに原点に立ち戻つたらいのか。この間、春秋会の綱領を1998年に変えまして、すべての人々の人権の救済と確保、これが第1。第2は、すべての人々に

開かれた司法を実現するために司法機能の充実に積極的に関与する。この2つが春秋会としては原点となっております。

もう一つ、私の原点は、国連で「弁護士役割に関する基本原則」が採択されています。この原則は、世界的に弁護士が最低限守らなくてはならない原則です。この原則は、冒頭、すべての者の人権の確保、そのために独立的に活動しなければならぬ。この弁護士

の独立というのがポイントです。もう一つは、弁護士の名誉、尊厳を守る。今日、私が非常に悩んでいるのは、私たちがこれからの未来、どういう弁護士、弁護士会の

さつを改めて聞かせてもらって、これをまた若い先生にも伝えることができると思います。さらに私が今日よかつたと思いません。創設時に参加された先生方から今の司法の現状や役割について貴重なご意見を聞かせていただいたことです。熊谷先生からは裁判員制度についてのお話を聞かせてもらいましたし、東中先生からは裁判員制度についてご意見がありました。この間、日弁連の宮崎会長が出された声明は、野党などから実施延期の意見が次々と出たので、日弁連としての基本的な見解を出したという理解をしています。裁判員制度の刑事裁判としての問題点については、両方の意見がありまして、公判前整理手続が証拠開示などの機能も果たしているというご意見もありましたので、きちんとした評価作業があるように思います。基本的には国民参加の制度として実現させるべきであるが、問題点は解決していくという意見で、ああいう声明になったと思います。東中先生が